

様式第3号（第4条関係）

志市第309号  
令和5年8月18日  
（市民環境課扱い）

株式会社カナザワ  
代表取締役 金沢幸一様

志布志市長 下平晴行



一般廃棄物処理業（許可・更新許可・事業の範囲の変更許可）証

令和5年8月8日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の（許可・更新許可・事業の範囲の変更許可）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

事業所の所在地及び名称	鹿児島県志布志市志布志町志布志字松尾堀2076-7 株式会社カナザワ 代表取締役 金沢 幸一
取扱廃棄物の種類	し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物
収集・運搬・処分 の別	収集・運搬
区 域	志布志市有明町のみ
最終処分先	曾於南部厚生事務組合清掃センター 有限会社そおりサイクルセンター 有限会社そおりサイクルセンター松山有機工場
許可の期間	令和5年9月1日 から 令和7年8月31日 まで
許可の条件	1 業務遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例（平成18年志布志市条例第102号）及び志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例施行規則（平成18年志布志市規則第71号）を遵守するとともに、市長の指示に従い、志布志市一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正に処理すること。 2 業務遂行に当たっては、従業者に従業者証を発行するとともに、常に従業者証を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させなければならない。 3 毎月の業務実績を翌月の10日までに報告すること。